

足利市長 あて

法人の住所

法人の名称

代表者の氏名

事務所の所在地

電話番号

景観整備機構指定申請書

景観整備機構の指定を受けたいので、景観法第92条第1項の規定により、必要書類を添えて申請します。

法人の種別	<input type="checkbox"/> 民法第34条の法人 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人	
指定後の予定業務 (景観法第93条)	<input type="checkbox"/> 第1号	良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 第2号	管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 第3号	景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
	<input type="checkbox"/> 第4号	前号の事業に有効に利用できる土地で、政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 第5号	景観法第55条第2項第1号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 第6号	良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 第7号	前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。 (具体的な業務内容)

※該当するすべての業務の□に☑印を記入してください。

※添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、(2) 登記事項証明書、(3) 法人の組織及び沿革を記載した書類、(4) 法第93条に規定する業務に関する計画書、(5) 前年度の事業報告及び収支決算書並びに貸借対照表、(6) 当該年度の事業計画及び収支予算書、(7) その他市長が必要と認める書類